

■ 配偶者控除・配偶者特別控除の改正

平成30年中の所得から、配偶者控除等を受ける申告者に所得制限が設けられ、合計所得金額が900万円（給与収入で1,120万円）を超えた場合の控除額は表のとおり改正されました。併せて、合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除の適用がなくなりました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が、76万円（給与収入141万円）から123万円（201万円）に引き上げられました。配偶者控除や配偶者特別控除を受ける場合は、申告者と配偶者の所得要件をご確認ください。

= 控除額

※表記は住民税の控除額です。所得税の控除額とは異なりますのでご注意ください。

配偶者控除		申告者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	申告者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
	123万円超	-	-	-

■ 医療費控除

平成30年度(29年分)の申告から、医療費の領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費控除を受ける方は事前に明細書を作成してください。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付することで、記入の一部を省略できます。

※領収書は5年間保管してください(税務署から記載内容の確認を求められる場合があります)。

※医療費通知とは医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類です。

※本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」の3頁も併せてご覧ください。

※医療費控除の明細書は国税庁ホームページや「所得申告受付(相談)のお知らせ」の4頁に掲載しています。

■ セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

セルフメディケーション税制は、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組みを行った方が特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、医療費控除(特例)の適用を受けることができる制度です。対象医薬品の年間購入費用の合計から1万2千円を差し引いた額(最高8万8千円)が、総所得金額等から控除されます。

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。
※対象品目の一覧は厚生労働省のホームページでご確認ください。

申告に必要な書類

- ①セルフメディケーション税制の明細書(国税庁ホームページから取得できます)
- ②一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(①氏名 ②取り組みを行った年 ③事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称、または取り組みに係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名の記載があるものに限ります)

※取り組みを行ったことを明らかにする書類の例
○インフルエンザなどの予防接種の領収書または予防接種済証
○市区町村のがん検診の領収書または結果通知表
○職場で受けた定期健康診断の結果通知表
○人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書または結果通知表

町・県民税の申告相談

期間 **2月18日**(月) から **3月15日**(金) まで

期間内に忘れずに申告を済ませましょう。本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。

☎ 税務課 ☎ 581・2121内線154~156)

■ 申告相談日程表

相談日	地区	対象区
2月18日(月)	折原	折原上郷・折原下郷・上下小路・立原
19日(火)		秋山・三品・平倉・山居・栃谷・五ノ坪
20日(水)	用土	用土6・7・8・9・10
21日(木)		用土1・2・3・4・5・11・12
22日(金)	男衾	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里
24日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合がつかない方等)
25日(月)	男衾	男衾上郷南・男衾上郷北
26日(火)		男衾下郷・塚越
27日(水)		赤浜
28日(木)		牟礼・今市・中郷
3月1日(金)	市街地・西部	茅町・花町・六供
3日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合がつかない方等)
4日(月)	市街地・西部	本町・中町・栄町・武町・金尾・風布
5日(火)	西部	本宿・末野2・3・4
6日(水)		常木・菅原
7日(木)	鉢形	立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
8日(金)		木持・上の町・内宿・関山
11日(月)	桜沢	上の原・露梨子
12日(火)		本村・岩崎・中小前田
13日(水)		山崎・南飯塚・上組
14日(木)	全地区	町内全地区
15日(金)		

▶受付時間 午前9時~11時30分、午後1時~3時30分

▶申告会場 役場6階会議室

■ 申告相談に必要なもの

- 印鑑(朱肉をつけて押すもの)
- 給与や年金の源泉徴収票の原本
- 事業および不動産所得がある方は収支内訳書
- 各種保険料控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料等)を受ける方は、その控除証明書
- 寄附金控除を受ける方は、控除証明書等(ワンストップ特例制度を利用した方でも申告する際には必要となります)
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳等
- 税務署から申告書、申告のお知らせのはがきが送られてきた方は、その申告書、はがき
- 還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座が分かるもの
- 本人確認書類

■ 申告相談その前に

次に該当する方は税務署で申告してください。

- 分離課税所得(土地・建物・株式などの譲渡所得、先物取引等)があった方の申告
- 損失・損益通算等の申告
- 青色申告
- 住宅借入金等特別控除で平成30年入居の方および入居2年目以降で連帯債務のある方の申告
- 外国在住の方を扶養親族とする申告
- 死亡した方の申告(準確定申告)
- 申告書の本人控に受付印が必要な方の申告
- 過年分(平成29年分以前)の申告

源泉徴収票は必ずご持参ください。

給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。ない場合は支払者から再発行を受けてください。

事業所得(営業・農業)や不動産所得がある方へ。

事前に収支の金額をまとめ、収支内訳書を作成したうえでご相談ください。収支内訳書が作成されていないと申告できません。

平成30年中に収入がなかった方へ。

申告は原則不要ですが、医療、福祉等の行政サービスの適用を受ける方は住民税申告が必要となる場合があります。

マイナンバーの記載と本人確認が必要です。

申告書には、申告者や配偶者等の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。また、本人確認書類(番号確認および身元確認)の提示または写しの添付が必要となります。

番号確認書類

⇨マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等

身元確認書類

⇨マイナンバーカード、運転免許証や公的医療保険の被保険者証や年金手帳等

その他

※居住地区の相談日に都合がつかない方は、別日でも申告を受け付けます。
※所得税の確定申告をする方は、町・県民税の申告をする必要はありません。